

平成25年度の取組状況の評価及び今後の方向性

別紙1-2

(実績値欄内の標記)
 上段: 実績値
 中段: (期待値)
 下段: (達成率)

(評価)
 ○ 順調に進んでいる
 △ 概ね順調に進んでいる
 × あまり順調に進んでいない

環境分野1 地球環境

指標	実績値					目標	取組状況の評価と今後の方向性	評価	報告書 参照 ページ
	H21(基準)	H22	H23	H24	H25	H27			
1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進									
No.1 住宅用太陽光発電システム設置家庭数 (累計)	2,103世帯	3,151世帯 (3,419世帯) (92.2%)	4,196世帯 (4,735世帯) (88.6%)	5,488世帯 (6,051世帯) (90.7%)	6,778世帯 (7,367世帯) (92.0%)	10,000世帯 (10,000世帯) (100.0%)	・平成15年度から、住宅用太陽光発電システム設置費補助を継続実施してきた中、平成21年度から導入された「余剰電力買取制度」を契機に、機器を設置する家庭数が急激に増加しており、平成25年度は1,290世帯に補助を行い、累計で6,778世帯に増やすことができた。 ⇒再生可能エネルギーは、国の計画等において温室効果ガスを排出せずにつくれる、重要な地産地消エネルギー源として位置づけられており、これまで以上に導入を促進する必要がある。 再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、平成26年度の住宅用太陽光発電システム設置費補助については、設備設置価格の低下を踏まえて補助単価を見直した上で、補助予定件数を拡大するとともに、市民が補助を利用しやすいよう申請手続きの簡素化を図る。	○	17
1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進									
No.2 公共交通の年間利用者数	(平成18年度) 3,391万人	3,150万人 (3,661万人) (86.0%)	3,103万人 (3,728万人) (83.2%)	3,139万人 (3,795万人) (82.7%)	3,209万人 (3,863万人) (83.1%)	(平成30年度) 4,200万人 (4,200万人) (100.0%)	・バス路線の新設や地域内交通の導入等の公共交通空白地域の解消に向けた取組が進めるとともに、バスの運行頻度の向上や駐輪場の整備等による公共交通のアクセシビリティ・乗り継ぎ利便性の向上、過度のマイカー利用からの意識転換策等を着実に進めてきた。これらの取組により、昨年に続き前年比増となる公共交通の利用者数の確保につながったものの、期待値の達成には至らなかった。 ⇒円滑で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図るため、引き続き、交通事業者、地域住民及び行政が連携しながらバス路線の更なる新設・拡充や地域内交通の未導入地区への早期導入、交通結節点の充実を図るとともに、LRTの導入を見据えたバスネットワークの再編、ICカードの導入等の新たな利便化策や運転免許返納促進と連携する等の新たなモビリティ・マネジメントについても検討する。	△	21
No.3 自転車走行空間の整備延長(重点路線)	9.6km	11.4km (12.23km) (93.2%)	14.5km (14.86km) (97.5%)	16.9km (17.49km) (96.6%)	16.9km (20.13km) (84.0%)	25.4km (25.4km) (100.0%)	・平成25年度は自転車走行空間の整備(重点路線:市道4号線、市道4866号線など)に向けた設計業務が中心だったため、整備距離を増やすことができなかった。なお、平成26年度は当該箇所への整備に着手し、平成26年度末の総延長距離は18.2kmになる見込みである。 ⇒今後は、サイクリングロードの整備も含め、道路状況に応じた効果的・効率的な整備を推進し、安全で連続性のある自転車走行空間を確保していく必要があることから、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」やいちよう通りにおける走行実験の検証結果などを踏まえながら、平成25年度に設計した区間などの優先整備路線において、道路状況に応じた、より安全性の高い整備を推進していくとともに、平成28年度以降の優先整備路線や整備手法の選定に向けた検討を行う。	△	22
No.4 レンタサイクル拠点・利用者数 (上段:拠点数・ 下段:利用者数)	4か所 31,000人	4か所 (6か所) (66.7%) 32,416人 (32,667人) (99.2%)	4か所 (7か所) (57.1%) 34,277人 (34,333人) (99.8%)	7か所 (9か所) (77.8%) 42,049人 (36,000人) (116.8%)	7か所 (11か所) (63.6%) 45,662人 (37,667人) (121.2%)	14か所 (14か所) (100.0%) 41,000人 (41,000人) (100.0%)	・平成25年度においては、レンタサイクル拠点数の期待値は下回ったものの、市ホームページを活用したレンタサイクルの周知PRや、中心市街地イベント時における料金割引の実施などにより、環境負荷の少ないまちづくりの推進に貢献度が大きい自転車の利用者数は増加し、目標値を達成することができた。年々利用者数は増加傾向であり、環境負荷の少ない自転車の利用促進に寄与しているものと考えられる。 ⇒電動アシスト自転車については、普通自転車と比較して利用率が低い状況であることから、電動アシスト自転車の利用の拡大に向けて、電動アシスト自転車の魅力、効果を体験してもらい効果的な利用促進策を行うとともに、料金引下げ等についても検討する。	○	23

指標	実績値					目標	取組状況の評価と今後の方向性	評価	報告書 参照 ページ
	H21(基準)	H22	H23	H24	H25	H27			
1-3 その他地球環境対策の推進									
No.5 環境に配慮した市の イベント等の開催数 (市が主催又は運営 等を支援している参 加者数1万人以上の イベント)	1か所	4か所 (12か所)	4か所 (12か所)	5か所 (12か所) (41.7%)	12か所 (12か所) (100.0%)	全て	<p>・イベントにおける廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の推進に向けて、「もったいないフェア2013」ではイベント出展者の寄附によりグリーン電力証書を購入したり、リユース食器を来場者に使用してもらうことにより、「もったいない」の普及啓発とごみ削減の普及・啓発に取り組んだ。</p> <p>また、「フェスタmy宇都宮2013」をはじめとする全てのイベントにおいて、パンフレットやポスター等への再生紙利用の徹底、公共交通機関等の利用や乗り合わせによる来場の促進、会場で発生したごみの分別の徹底など、環境負荷の低減や廃棄物の抑制を図ることができ、環境に配慮したイベントの運営は着実に浸透しつつあると考える。</p> <p>⇒環境に配慮したイベント等を拡大するため、引き続き、エコイベント手順書の周知・徹底を図るとともに、イベント間の調整会議などにおいて環境に配慮したイベントの実践例を紹介するなど、イベント運営団体に働きかけていく。</p>	○	24

環境分野2 廃棄物

指標	実績値					目標	取組状況の評価と今後の方向性	評価	報告書参照ページ
	H21(基準)	H22	H23	H24	H25	H27			
2-1 ごみの発生抑制の推進									
No.6 市民1人1日当たりのごみ排出量 (1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量:資源物以外のごみ量÷人口÷365日) ※資源物以外のごみ:焼却ごみ,不燃ごみ,危険ごみ,粗大ごみ	883グラム	788グラム (859グラム) (109.0%)	806グラム (835グラム) (103.6%)	803グラム (812グラム) (101.1%)	807グラム (788グラム) (97.6%)	740グラム (740グラム) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化を図るため、自治会を対象とした講習会の開催やスーパー店頭での分別講習会などの実施、事業所への訪問指導など、様々な機会を通じてより多くの市民・事業所への周知啓発に取り組んだが、平成25年度の資源物以外のごみ排出量は年間152,068.58tと、前年度と比べ1,103.71tほど増加した。 ・平成25年4月の「小型家電リサイクル法」の施行にあわせた周知啓発や、10月から回収品目を拡大したことにより、使用済小型家電の回収量は大幅に増加することができた。 <p>⇒ごみの減量化・資源化に対する意識醸成・理解の促進を図るためには、よりわかりやすい周知啓発を継続して実施する必要がある。こうしたことから、市民や事業者の3R行動の定着に向け、あらゆる機会や場、媒体を活用し、発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発に努め、分別協力度の向上を図るとともに、剪定枝や使用済小型家電等の資源化施策を推進する。</p>	○	27
2-2 適正な資源循環利用の推進									
No.7 ごみの最終処分量	22,446トン	19,284トン (21,455トン) (111.3%)	22,386トン (20,464トン) (91.4%)	21,134トン (19,473トン) (92.1%)	19,251トン (18,482トン) (96.0%)	16,500トン (16,500トン) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月の「小型家電リサイクル法」施行に併せた周知啓発や、10月から回収品目を拡大したことにより、使用済小型家電のリサイクル率が向上するとともに、アスファルト合材への熔融スラグの利用基準が見直されたことに伴い、最終処分量を抑制することができた。これにより、平成25年度のごみの最終処分量は19,251.21tと、前年度と比べ1,882.41tほど削減することができた。また、紙類などの資源化量が増えたことにより、リサイクル率は昨年度と比べ1ポイント向上したものの、焼却ごみの中には資源化可能な紙やプラスチック製容器包装の混入が未だ見られるなど、ごみの分別が徹底されていないことなどもあって、期待値までには至らなかった。 <p>⇒ごみの減量化・資源化に対する意識醸成・理解の促進を図るためには、よりわかりやすい周知啓発を継続して実施する必要がある。こうしたことから、市民や事業者の3R行動の定着に向け、あらゆる機会や場、媒体を活用し、発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発に努め、分別協力度の向上を図るとともに、剪定枝や使用済小型家電等の資源化施策を推進する。</p> <p>⇒利用者に対して、熔融スラグを安定して供給できるようにする必要があることから、熔融スラグの利用状況を把握するとともに、「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」に基づき、利用促進に取り組む。</p>	○	30
No.8 リサイクル率 (参考指標) リサイクル率=資源化量÷ごみ排出量×100	15.1%	19.5% (16.8%) (116.1%)	18.0% (18.4%) (97.8%)	18.1% (20.1%) (90.0%)	19.1% (21.7%) (88.0%)	25.0% (25.0%) (100.0%)		△	30
2-3 ごみの適正処理の推進									
No.9 不法投棄通報件数	671件	558件 (609件) (109.1%)	507件 (547件) (107.9%)	496件 (486件) (98.0%)	453件 (424件) (93.6%)	300件 (300件) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策の充実に向け、家電量販店、個人電器店、不動産管理会社等を通じた市民への適正処理周知の強化や、市民課窓口等を通じた引越しに伴う適正処理の周知、地域住民主体の不法投棄対策活動などに取り組んだことにより、不法投棄通報件数は年々減少傾向にある。 <p>⇒今後とも、関係課・関係機関等との連携による継続的な取組や、不法投棄に係るウェブマップシステムの情報提供、地域住民主体の不法投棄監視活動の支援など、不法投棄の未然防止や減少に向けて着実に取り組んでいく。</p>	○	34

環境分野3 自然環境

指標	実績値					目標	取組状況の評価と今後の方向性	評価	報告書参照ページ
	H21(基準)	H22	H23	H24	H25	H27			
3-1 生態系の保全									
No.10 「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合	31.8%	— (36.5%) (—)	28.2% (41.2%) (68.5%)	22.8% (45.9%) (49.7%)	19.5% (50.6%) (38.5%)	60.0% (60.0%) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページやパンフレットによる周知啓発、地区市民センターでのパネル展示の開催、環境学習の場などを活用し、身近な自然環境に関する情報を発信した結果、平成25年度の調査では、生物多様性について「聞いたことはあるが、意味は分からない」という市民の割合が43.0%あったものの、「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合は低かった。 ⇒生物多様性に係る認知度は高くても、意味を知っている市民の割合が減少を続けていることから、今後は、生物多様性の意味や内容を理解しやすい、分かりやすいリーフレットを作成し、環境イベント、自然ふれあい活動参加者などに説明・配布し、「生物多様性」の理解向上を図る。また、生物多様性の保全に向けて総合的に推進することができるよう、生物多様性地域戦略の策定に向けて取り組んでいく。 	×	36
3-2 緑環境の保全と創出									
No.11 市民1人当たりの都市公園面積	10.44㎡/人	10.59㎡/人 (10.64㎡/人) (99.5%)	10.69㎡/人 (10.83㎡/人) (98.7%)	10.66㎡/人 (11.03㎡/人) (96.6%)	10.69㎡/人 (11.23㎡/人) (95.2%)	(平成34年度) 13㎡/人 (13㎡/人) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園については、土地区画整理事業や民間開発に伴う新設のほか、新たに、民有地を活用した無償借地制度による整備に取り組むなど、量の確保に努めてきた。これにより、計画的な公園整備による市内の公園面積は、平成26年4月1日現在、551.55Ha（前年度より3.62Ha増）であり、一人当たりの公園面積は、10.69㎡/人（前年度10.66㎡/人）とやや増加し、市民が利用しやすく、安心して親しめる公園づくりが進んでいる。 ⇒今後も、多様なニーズに対応するため、様々な手法を取り入れた都市公園の整備や既存公園のバリアフリー化、遊具の更新などに取り組み、子供からお年寄りまで安全・安心に利用できる質的に量的にも充実した公園づくりを進めていく。 	○	39
No.12 民有林の間伐面積 (※24年度目標値を継続)	1,552ha	1,758ha (1,760ha) (99.9%)	1,902ha (1,968ha) (96.6%)	2,002ha (2,176ha) (92.0%)	2,102ha (2,176ha) (96.6%)	2,176ha (2,176ha) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林機能の保全に向けて、民有林の森林整備事業費の一部を補助金として交付した結果、2,176haの到達に向けて、計画通り間伐が実施できた。 ⇒優良材の生産と森林の持つ多面的機能の発揮を図るためには、民有林の保育、間伐等の森林整備を計画的、効率的に推進していく必要があり、今後とも森林組合との連携を強化し、民有林の間伐に努めていく。 	○	40
3-3 水環境の保全と創出									
No.13 有効な水道配水事業のための漏水抑制 (有収率)	86.20%	86.82% (86.74%) (100.1%)	87.43% (87.28%) (100.2%)	88.10% (87.81%) (100.3%)	88.64% (88.35%) (100.3%)	(平成29年度) 90.50% (90.50%) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、漏水調査や老朽配水管更新工事、出水不良等による配水管更新工事など、概ね実施することができ、有収率を向上させることができた。また、予防的対策の強化という観点から、給水管接続基準の見直し、新規施策についてもそれぞれ事業量や効果を把握するなど、今後の漏水防止対策へ前進することができた。 ⇒漏水の現状分析では、老朽化した給水装置での漏水が大部分であり、また、PP一層管からの漏水発生が件数、漏水量とともに最も多いことから、今後は給水管も含め、漏水多発管の現状把握を行い、抜本的なPP一層管対策を検討していく必要がある。 このため、引き続き、給水管も含めた漏水多発管の現状把握、漏水履歴の蓄積や分析などにより、抜本的なPP一層管対策の検討をしていく。また、輻輳管の整理統合には、他都市の統合手法も参考にしながら、引き続き検討していく。 	○	42
No.14 自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率	56.9%	57.4% (57.4%) (100.0%)	58.2% (57.9%) (101.0%)	60.4% (58.3%) (103.6%)	61.4% (58.8%) (104.4%)	59.8% (59.8%) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川（奈坪川）や準用河川の（越戸川、西川田川、駒生川、流川）整備など、計画総延長61,452mのうち、平成25年度末までに37,731mを整備し、整備率は61.4%となり、目標年度の数値を達成し、順調に事業が進捗している。 ⇒治水対策の推進や、水辺に親しめる空間の創出などに向けて、今後も引き続き事業を進めていく。 	○	43
3-4 身近な景観の保全と創造									
No.15 景観形成重点地区等の指定	2地区	2地区 (3地区) (66.7%)	3地区 (3地区) (100.0%)	5地区 (4地区) (125.0%)	6地区 (5地区) (120.0%)	6地区 (6地区) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の合意形成を図ることにより、雀宮駅周辺地区を景観形成重点地区に指定するなど、地域特性に応じた良好な都市景観の保全・創出を推進することができた。 ⇒魅力ある景観形成を推進するためには、市民及び事業者の理解と協力が不可欠であることから、景観アドバイザーの派遣や出前講座を実施するなど、地元住民の景観意識の醸成を図りながら、景観形成重点地区の指定に取り組んでいく。 	○	45
No.16 文化財保存団体数	41団体	48団体 (43団体) (111.6%)	52団体 (44団体) (118.2%)	52団体 (46団体) (113.0%)	52団体 (48団体) (108.3%)	51団体 (51団体) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を保存・継承するため、指定文化財等保存活動費補助金・修理費補助金等を交付することで、文化財保存団体の活動を支援することで、文化財保存団体の育成が着実に図られている。 ⇒文化財の保存・活用に向けて、市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開に取り組む。 また、伝統文化の継承に向けて、地域の歴史的・文化的景観の基礎となる生活文化などの伝統文化を後世に長く伝えていくため、保存活動や継承者育成に努める。 	○	46

環境分野4 生活環境

指標	実績値					目標 H27	取組状況の評価と今後の方向性	評価	報告書 参照 ページ
	H21(基準)	H22	H23	H24	H25				
4-1 大気環境の保全									
No.17 光化学オキシダントの環境基準の達成率 (1日のうち、市内の観測地点において、境基準(0.06ppm以下)を満たしている時間の割合)	93%	88.7% (93.0%) (95.4%)	92.0% (93.0%) (98.9%)	91.4% (93.0%) (98.3%)	94.0% (93.0%) (101.1%)	環境基準の達成率向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場に対し立入検査を実施し、公害関係法令の遵守、排出ガスの自主測定や、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設の適正管理の指導を徹底するとともに、揮発性有機化合物未規制工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発し、目標である環境基準の達成率向上を果たした。 ⇒光化学オキシダントは、首都圏などでの広域大気汚染の原因の1つとなっており、全国的にもその原因物質である揮発性有機化合物(VOC)に対する規制が強化されるなど、本市としてもその対策が求められている。このため、今後も、工場・事業場に対して、VOCに係る適正使用・管理を啓発していくとともに、公共交通の利用促進やエコドライブの普及啓発などに取り組んでいく。 	○	49
4-2 水・土壌・地盤環境の保全									
No.18 河川水の生物化学的酸素要求量(BOD)に係る基準の達成率 (市内の指定された18河川のうち環境基準(1~10mg/L)を満たしている河川の割合)	94%	94.4% (94.0%) (100.4%)	94.4% (94.0%) (100.4%)	94.4% (94.0%) (100.4%)	94.0% (94.0%) (100.0%)	環境基準の達成率維持を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 「生活排水処理基本計画」に基づき、工場・事業場への立入検査の実施や排出水の自主測定、特定施設等における適正管理の指導徹底、公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組んだことにより、目標である環境基準の達成率を維持することができた。 ⇒公共用水域の状況については、国の定めた事務処理基準に則り、調査地点を更に精査し、より効果的・効率的な環境調査を実施する。また、今後も、河川水の生物化学的酸素要求量(BOD)に係る環境基準の達成状況を把握するとともに、生活環境の保全に努める。 	○	51
4-3 音・振動・臭気環境の保全、化学物質対策の推進									
No.19 自動車騒音に係る環境基準の達成率 (特定地域内における住居等約29,000戸のうち、環境基準(昼:55~60dB、夜45~0dB以下)を満たしている住居等の割合)	87%	86.9% (87.8%) (99.0%)	87.3% (88.7%) (98.4%)	92.6% (89.5%) (103.5%)	85.0% (90.3%) (94.1%)	92.0% (92.0%) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> 25年度の調査結果については、一般国道における自動車騒音の達成率が悪化していることから、環境基準の達成率が向上しなかった。なお、自動車騒音の環境基準を超過している(9地点)地点について、平成21年度から、毎年2地点ずつ要請限度※の測定を実施しており、現在のところ要請限度については超過していない。 ⇒自動車騒音の監視や自動車騒音対策を推進するとともに、自動車の使用者に対しては、公共交通の利用促進やエコドライブの普及啓発を行うなど、良好な生活環境の保全に向けて取り組んでいく。 ※騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置で、市長が、県公安委員会に交通規制を要請、又は、道路管理者に道路構造の改善を意見できる騒音の限度のこと。 	△	53
4-4 生活環境の保全									
No.20 宇都宮市環境協定締結事業者数	34社	34社 (37社) (91.9%)	34社 (41社) (82.9%)	33社 (44社) (75.0%)	35社 (47社) (74.5%)	54社 (54社) (100.0%)	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページや窓口、イベント等において、宇都宮市環境協定に基づく事業者の取組の周知や、「環境にやさしい工場の見学会」の実施などにより、事業者と連携した生活環境保全を推進することができた。 景気は緩やかに回復傾向にあるものの、環境協定の締結にはISO等の導入や騒音等の測定、設備の改善等に伴う経費の増加が見込まれ、締結事業者数の拡大は依然として難しい状況にある中、締結に関わる事業者への意識調査結果を活かし、締結事業者数を2社拡大することができたが、これまでの進捗の伸び悩みが影響し、期待値に到達することはできなかった。 ⇒締結事業者を拡大できるよう、引き続き、騒音等の測定機器の貸出を行うほか、悪臭の測定について新たな負担軽減策を導入する。また、現在の締結事業者の維持継続を図るため、ホームページやパネル展示などで広くPRを行う。 	△	54

環境分野5 人づくり

指標	実績値					目標 H27	取組状況の評価と今後の方向性	評価	報告書 参照 ページ
	H21(基準)	H22	H23	H24	H25				
5-1 環境教育・環境学習の推進									
No.2 1 環境学習センターで 開催する環境講座等 の参加者数	4,450名	5,592名 (4,742名) (117.9%)	6,955名 (5,033名) (138.2%)	9,564名 (5,325名) (179.6%)	9,613名 (5,617名) (171.1%)	6,200名 (6,200名) (100.0%)	<p>・各種主体との連携強化による、講座内容の充実と新たな広報ルートの開拓により、環境講座等への参加者が増え、環境配慮行動の実践につながるような環境教育・環境学習機会を提供することができた。</p> <p>⇒市民が環境に対する正しい知識と認識を深めることができる、環境学習機会の充実を図るため、今後も、環境問題に対する理解や関心を深める講座を開催し、市民一人ひとりの環境配慮行動の実践につなげていく。</p>	○	58
5-2 環境保全活動の促進									
No.2 2 宇都宮市まちづくり センター登録団体数 (環境分野)	26団体	29団体 (28団体) (103.6%)	29団体 (29団体) (100.0%)	29団体 (31団体) (93.5%)	31団体 (33団体) (93.9%)	36団体 (36団体) (100.0%)	<p>・まちづくりセンターによる活動支援、市民活動助成制度による活動支援、ボランティア補償制度による活動支援などを通じて、まちづくりセンターの利用者数及び登録団体数が増加し、まちづくり活動が活発化することで、環境分野の活動団体数の増加につながった。</p> <p>⇒市民活動の活発化を図るため、多様なまちづくり活動主体の組織基盤の強化や特性・専門性を生かした連携・協力した取組みなど、まちづくりセンターを中心に各分野の活動を促進するとともに、環境分野におけるボランティア活動への参加や団体活動への支援を行いながら、人材の育成等につなげていく。</p>	○	59
5-3 環境配慮行動の推進									
No.2 3 家庭版環境ISO認 定制度認定家庭数	1,323世帯	1,520世帯 (1,536世帯) (99.0%)	1,661世帯 (1,749世帯) (95.0%)	2,112世帯 (1,961世帯) (107.7%)	2,366世帯 (2,174世帯) (108.8%)	2,600世帯 (2,600世帯) (100.0%)	<p>・平成25年度は、環境に関する各種イベントに参加するなど、あらゆる機会に、家庭版環境ISO認定制度登録の普及啓発を実施したことにより、新たに177件の家庭を認定し、環境配慮行動を実践する家庭数を増やすことができた。</p> <p>⇒温室効果ガスやごみ排出量の削減を進めていくためには、各家庭における環境配慮行動を促し、市域全体に広げていくことが大切である。こうしたことから、市民の自発的な行動を促す有効な手段である「家庭版環境ISO」について、認定家庭数を今後、更に増やしていくため、市民が「家庭版環境ISO」に取り組みやすい仕組みを構築する必要がある。このため、これまで以上の多くの家庭の参加を促していくことができるよう、認定制度の申請手続きを見直すとともに、各種イベントと連携した積極的な普及啓発を行う。</p>	○	62